

午前10時00分開会

開会

会長 朝早くまた、寒いのに、お集まり頂きありがとうございます。本日は、平成21年度第4回の新宿区環境審議会です。

では、欠席の連絡等ございましたら事務局からお願いします。

環境対策課長 事務局です。

本日は、安田委員、勝田委員、大田委員、また木村委員よりご欠席の連絡を頂いております。なお、野村委員は、遅れていらっしゃいます。

定数は16名で、開催要件を満たしております。

なお、議会の特別委員会があります関係上、本日、非常に狭い部屋ですが、よろしく願います。

事務局説明

会長 では、次に議題についてご説明ください。

環境対策課長 では、お手元の次第に沿いまして、1つ目が環境影響評価、2つ目が新宿区省エネルギー環境指針の改定等について、3つ目、その他ということで進めてまいります。

「環境影響評価」について

会長 では、最初に「環境影響評価」について～西武鉄道新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業～です。環境影響評価の調査計画書、アセスメントの段階に応じて報告書をつくっていきますが、今日のはアセスの調査計画書ということで、委員の皆様方には、既に事務局からお送りしていますので、お目を通されていることと思います。区長意見を求められていますので、この点のご検討をお願いします。

ご承知のように、立体交差で、地下部を有効利用するのが本筋でして、新宿区は、直接関係はありませんが、関連してのいろいろ影響が出てくる場合もありますので、特にその面について皆様方からご意見等を頂ければと思います。

では、事務局からご説明をお願いします。

環境対策課長 では、まず概要説明をします。本日、資料1として、1つは区長意見の案、もう1つ、調査計画書概要をお配りしています。概要でご説明して、皆様のご意見を踏ま

え、区長意見を取りまとめていきますので、よろしく申し上げます。

では、概要の「西武鉄道新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価調査計画書についてでございます。

1の事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地です。事業者は、東京都と西武鉄道株式会社です。代表者名等は、ご覧のとおりです。

（2）の環境影響評価の実施者は、都市計画を定める者なので、東京都が環境影響評価を実施する主体です。

2の対象事業の名称及び種類は、西武鉄道新宿線、中井駅から野方駅間の連続立体交差事業です。種類は、鉄道の改良です。

3の対象事業内容の概要は、本事業は、西武鉄道新宿線の中井駅から野方駅間の約2.4キロの連続立体交差化により7カ所の踏切をなくし、交通渋滞や地域分断の解消を図るものです。

下表の1の事業区間は、起点が中野区上高田五丁目、終点が中野区野方四丁目、本事業は基本的に中野区内で完結の事業です。

約2.4キロで、地下区間が約2.1キロ、地平区間が約0.3キロです。

構造形式は、基本的に地下式ですが、一部は掘割式、また一部は地表面に出ます。

対象駅は、新井薬師前駅と沼袋駅です。

踏切解消数は7カ所です。

工事予定期間は、約8年です。

4の事業区間の位置は、図の起点が中野区上高田五丁目から、薬師前駅を通過して沼袋駅、そして野方駅、終点が中野区野方四丁目、事業区間が約2.4キロです。

次のページの縦断図は、野方駅からずっと地下に入っていく、中井五丁目踏切で外に出ます。それで、新宿区と中野区は、妙正寺川が境ですが、そこは形状は変わらずに新宿区に行くわけで、新宿区の形状は現状と同じです。

下の構造形式は、初めが地表、そして掘割、箱型・円形トンネルに入り、地下区間が続いて、また掘割、地表 地平です。

次のページの5の環境影響評価調査計画書の縦覧・閲覧期間は、2月15日から2月24日で、現在、縦覧・閲覧をやっていきます。縦覧場所は新宿区の環境対策課と東京都の都市づくり課などです。閲覧場所は、各特別出張所と中央・西落合・北新宿の図書館です。

6の都民からの意見書の提出は、3月8日までに東京都の環境都市づくり課に提出です。

7番目の環境影響評価調査計画書に対する区長意見を皆様のご意見等も踏まえて区長意見を取りまとめ3月8日までに東京都知事に提出します。

8の下の図の新宿の中井一丁目、中井二丁目、中落合四丁目の黒く塗ってある部分が新宿区の環境に影響を及ぼすと予想される区域で、今回、アセスの対象となっています。

次のページの9の環境影響評価の項目ですが、下表2の環境影響評価は左の17項目の中で実施主体の東京都が、右に丸がついている項目が影響するというので、今回の環境影響評価の項目として取り上げています。環境影響の要因として、工事の施行中であれば、建設の工事と鉄道の走行、工事の完了後であると鉄道の走行と施設の存在ということです。

次のページ表3で、今回、環境影響評価の項目として取り上げた5項目及びその理由が書いてありますので、簡単に説明します。1が騒音・振動で、騒音に関しては、工事の施行中は、建設機械の稼働に伴う騒音等が想定されます。工事の完了後は、特に掘割区間等の鉄道騒音、地下化すると鉄道騒音はほとんどなくなりますが、掘割区間の鉄道騒音が想定されます。

振動に関しては、工事の施行中は、建設機械の稼働振動が想定されます。また、完了後は、鉄道振動が想定されます。なお、工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動に関しては、現状の道路の走行車台数が、1日で1万6,409から6万2,497台であるのに対して、工事で増える台数が、最大1日320台ほどで、通常走行に比べ工事で増える台数の割合が少ないので、環境影響評価の項目に入れないと判断しています。

次の下の低周波音は、現状の様々な状態から、周辺に影響を及ぼす低周波音発生はないと考えて、環境影響評価の項目から外しています。

2の地盤は、工事の施行中は、開削工法及びシールド工法の掘削に伴う地下水位の低下による地盤の変形が考えられるため入れてあります。

3番目の水循環は、工事完成後において、地下構造物により地下水の水位に影響を及ぼすため入れてあります。

史跡・文化財はどちらかというと中野区ですが、工事の施行中は、周知の埋蔵文化包蔵地の通過の際に、史跡・文化財への影響を及ぼすことが考えられます。

最後に廃棄物ですが、工事の施行中は、建設発生土及び建設廃棄物が生じると考えられるため項目に入れます。以上5項目が今回のアセスの項目として東京都で選定しました。

表の4の選定しなかった12項目も簡単にご説明します。工事車両の走行に伴う大気汚染ですが、現況の交通量に対する工事車両の増加の割合は少ないから、影響が少ないという

ことで外しています。

また、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は小さいということです。

工事の完了後に、トンネル内の空気を換気塔から排気する際も大気質に影響を及ぼす要因は少ないと判断しています。

2の悪臭は、悪臭発生が問題の要因はないことから外されています。

水質汚濁は、工事施行中に発生する排水は、場内処理後、事業区間周辺の公共下水道への放流で非常に影響は一時的かつ微小な範囲のため外しています。

次の土壌汚染は、現在の鉄道の敷地及び新たな事業敷地の部分は、これまでの地歴で土壌汚染源となるものは特に見受けられない等の理由で外しています。

次のページの地形・地質は、事業計画地及びその周辺は急傾斜地及び特異な地形・地質は特に存在しない等の理由で外しています。

生物・生態系も、この事業地、その周辺は既に市街地化されており、こういう事業があったとしても影響を及ぼすことは非常に少ないだろうとの理由で外しています。

次に、日影も、本事業は現況路線を地下化する計画であり、新たな日影阻害を生じる恐れはないと外しています。

電波障害も、地下化する計画で、新たな電波障害を生じる恐れはないと外しています。

風環境も、地下化する計画で、新たな風害を生じる恐れはないと外しています。

景観も、鉄道が地下構造なので、余り影響はないということですが、これらの施設の計画は、地域景観との調和に配慮した設計をするということで外しています。

自然との触れ合い活動の場も既に鉄道は存在しているので影響は少なく選定していません。

温室効果ガスも、工事の施行中や工事完了後においても、温室効果ガスの発生が問題となる要因はないので選定していません。

概ね冊子の概要は、このようになっています。

それを踏まえて、新宿区としての区長意見を出すのにあたり、区長意見案を読みます。

1、施工計画についてということで、「本件施工計画では、走行ルート決定の際の配慮事項や工事施行中の配慮事項は示されているものの、工事用車両の走行ルートやシールド工事の際の換気設備の位置については明示されていないが、これらは環境への影響を受ける地域や影響の程度を判断するための重要な要素と考えられる。」

「この点、工事用車両の走行ルートとして新宿区道が選定されることになれば、区内における「環境に影響を及ぼすと予想される地域」が拡大すると思われるので、環境影響評価

にあたり、これらが明示されることを要望する。」ということで、東京都のほうに要望します。

2の選定されなかった項目ですが、(1)の騒音・振動及び大気汚染ですが、「工用車両の走行に伴う騒音・振動及び大気汚染については、周辺幹線道路の交通量との比較の結果から、環境に与える影響が小さいとして除外されている。しかしながら開削部周辺から幹線道路までの経路は、生活道路である区道を利用することになり、最大量320台/日の大型車両が相当期間にわたり運行されることになれば周辺の交通や住民生活に与える影響は無視できないと考えられるので、これらの事項についても評価対象とされるように要望する。」。

「また、建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の排出についても大気質への影響は小さいとして除外されているが、開削工事やシールド工事による大気汚染物質の排出は特定の開口部や換気設備から相当期間にわたり継続することが想定されるので、これについても評価対象とされるよう要望する。」。

(2)の水質汚濁ですが、「排水を公共下水道に放流するに当たっては、下水道への過負荷による妙正寺川への汚水の流出や、都市型集中豪雨時における被害の可能性が懸念される。」。

「調査計画書では、工事の施行中に発生する排水は公共下水道に放流するため水質汚濁に係る影響はないとされているが、上記の点を踏まえてこれらの事項を評価対象とされたい。」というふうに要望する。

(3)の水循環ですが、「工事完了後の地下水の水位及び流れは評価の対象とされているが、工事の施工中に発生が想定されている排水による影響についても評価対象とするよう要望する。」。

3ですが、予測地点等の選定について。

「本事業は中野区内において施行されるものであるが、新宿区の一部についても「環境に影響を及ぼすと予想される地域」に含まれている。これらの地域は、新井薬師駅、これは「新井薬師前駅」かな、「駅側の入口部に近接しているので、予測評価地点の選定に際しては配慮されるよう要望する。」と。

その他、「新井薬師前駅側入口部のトンネル及び掘削部分の設計に当たっては、鉄道の走行に伴う騒音・振動・風圧等による影響に対して十分に配慮されるよう要望する。」ということで、区長意見の案として事務局がまとめたものです。

以上です。

会長 ありがとうございます。

この内容と、それから最後に、ここの審議会で何かあれば、区長意見の案に対して追加や修正など行うということで、原案をお示し願ったわけです。

では、どの点からでも結構ですので、よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

秋野委員 地下にした場合の上のところの利用方法は検討しているのですか。その穴を掘った後には、良質の土砂を持って来るから心配ないと書いてはありますが、この土砂の上に緑とかいろいろ計画があるのか知りたいのですが。

会長 どうぞ。

環境対策課長 この辺は、中野区の地域で、現状では、まだ未定だと聞いています。

秋野委員 うまく利用すれば、緑や風などの環境問題にかなり影響してくる面もあるかと思えますので。

環境対策課長 案としては、緑というようなこともうわさには聞いておりますが、そこら辺はまだ未定です。

秋野委員 そうですか。

会長 どうぞ、川俣委員。

川俣委員 平日に24時間調査しながら、実際の工事は24時間やりませんよね。工事は8時半から5時半とかに決まっていると思いますよ。その時間対比の台数がないと正式ではないと思うし、説明するにもそちらの方が親切だと思います。

会長 はい、課長。

環境対策課長 そうですね。工事の施工計画ということで区長案でも示しましたが、時間帯や何処を走行するかなどをもう少し明示してもらおうよう要求しているところです。

会長 では、亀井委員どうぞ。

亀井委員 事前にコメント4つをFAXさせて頂きました。机上の資料に基づいてお話しします。

まず、アセスメントの1番目ですが、工事完了後は、踏切がなくなるので、自動車がスピードを上げて走行するでしょうから、騒音問題、振動問題についての話題になるのではないかと思います。これは大阪でも事例があるので、この辺のアセスをしっかりとってほしいと思います。

アセスの2番目ですが、これは中井の町会長さんから、地下水の水脈の汚染、断絶はくれぐれも注意して、厳密にアセスをしてほしいとの要望です。

アセスの3番目ですが、この工事に伴い、新しく補助第220号線ができます。旧鎌倉街道の新井薬師通りにはもうバスやタクシーは通さなく、新道に回す予定です。新道自体は、まだ全部完成していませんが、住宅地を貫通するため、住宅地の大気汚染や騒音・振動も十分チェックして頂きたいと思います。

以上が、アセスについてです。

2番目は、先ほどの秋野委員からもありましたが、軌道跡地を有効活用してほしいことと、住民意見をしっかりと聞いてほしいです。

3番目は、新井薬師通りは非常にバス、自転車が通り、歩道がない中、人の往来も多く、坂道で、曲がっており、とても危険が多い地域ですので、せっかく2つに道を分けますので、歩道と自転車道と車を分離して動線をしっかりと分けてほしいです。

4番目は鉄道が地下に入るので、各駅にできる広場に、駐輪場の確保をしてほしいです。中野区には駐輪場条例があるので、上手く出来るとは思いますが、要望はしておきます。

以上です。

会長 では、中野区のことかなりあり、ご承知の面だけでも回答願います。よろしく。

環境対策課長 基本的にはアセスに関する回答ですが、1番目の工事完了後の踏切箇所の自動車の騒音・振動に関しては、騒音・振動が評価項目に選定されていないので、この意見を参考にして、区長意見案には、工事走行中の騒音・振動の評価項目を入れてほしい旨要望してありますが、完了後の評価もこの意見につけ加えたいと思います。

2番目の地下水の水脈の汚染・断絶は区長意見案として(2)の水質汚濁で触れていますが、中井の町会長さん等の意見も参考にしてまとめたいと思います。

3番目の補助220号線は、現在はできていない道路ですので把握しておりませんが、できる際には、都市計画の説明やアセス等になるかと思しますので、その時点に対応していきたいと思います。

亀井委員 この220号線は、志村橋から上がってきて、中野区との境の西落合二丁目にきます。要するに、220号線の一部は新宿区です。ここは勾配が20%以上あるので、削って10%レベルの勾配にして、自動車も余りアクセルを踏まなくとも上がれるように改造するようです。新宿区でもあるので、関心を持ってチェックしてほしいです。

環境対策課長 わかりました。新宿区西落合二丁目の妙正寺川を突っ切って通っております

ので、関心を持って対応していきたいと思います。

亀井委員 よろしくをお願いします。

環境対策課長 次のアセス以外の項目ですが、地下化して鉄道がなくなった部分の軌道跡地は基本的には全部中野区の地域ですが、例えば、一番良いのは、緑道にすれば一番良いと思いますが、その辺のことは全く未定です。

これは、東京都等主催の説明会が、中野区で開催された時の資料です。東京都と中野区と西武鉄道が出している中野区のまちづくりニュースと西武鉄道立体化ということで、参考にお配りしました。その時点での質問の回答でも、この計画は、未定だと伺っています。

川俣委員 所有は、どなたですか。

環境対策課長 所有は西武鉄道だと聞いています。線路自体は多分全部、西武鉄道所有だと思いますが、道路は場合によると、かなり区が持っていて、西武鉄道に貸しているケースもあり得ますので、路線全部が西武鉄道なのかどうかわかりません。また、現状の線路敷自体は西武鉄道ですが、今後それをどちらがどう所有していくかは未定です。

川俣委員 個人の私有地なら、どう使おうと大きなお世話だとの話になるわけで、そこら辺まで入り込めますか。

亀井委員 ただ、バスが今度220号を通るようになったら、新井薬師へ行くのに、この跡地を通して中野へ行くので、ここは一部バス通りになります。

環境対策課長 これだけ大きな公益的な仕事で、私有地でもあるので、意見を言ったり、調整していくのは非常に難しいですし、今後どのような所有形態になるかもはっきりしませんので、その辺はお答えできません。

環境清掃部長 今の状況は、全部はわかっていませんが、例えば同じような事例で、目黒区の東急目黒線の一部地下化したときに、地下化といってもあそこは主に掘割ですが、上層部を区との間で、お金の関係の様子細部までは知りませんが、実質的には緑地的な使い方している例があります。そのような例を出しながら、中野区さんとしては恐らく緑地や通路で使いたいと思いますが、事業者側にとっては、空き地を有効利用して色々な形で使いたいと想定されるので、両方の話し合いの結果ということだと思います。

どちらにしても、今回の費用は、西武鉄道が十数%、国が半分ぐらい、残りを東京都、中野区なので、口を出す権利はある程度ありますので、地域への貢献という形で、何らかの形をしていくと思います。少なくとも隣接している住民からの要望を色々な機会、例えば西武鉄道さんにも言うチャンスはあると思います。どちらにしても、できる範囲で、行

なっていきたいと思います

川俣委員 例えば、JRの中央線高架下は、ほとんどJR関係の企業、賃貸物産や駐車場を考えると、民間の西武鉄道に、要望等言えるのかと感じたわけです。

環境清掃部長 最近の例で、葛飾区の京成線の高架下は京成関係のスーパーほか、ゲートボール場や集会所的な活用例もあります。区との権利関係の様子はわかりませんが、話し合いの部分はあると思います。

川俣委員 可能性がありますか。

環境清掃部長 可能性がないとは思いませんね。

川俣委員 それは面白い。

会長 では、ほかにございますか。

はい、どうぞ。

布施委員 亀井委員の資料3番の歩道や自動車の分離が、とても大事だと思ったのは、地図を見ますと小学校や中学校が多くて、多分、工事期間は、通学路などにも影響すると思いますので、その辺の安全面にできるだけ配慮して頂きたいです。

環境対策課長 ご意見は、亀井委員の3番、4番等のご意見と重なりますが、ごもっともですが、今日は、アセスということですし、中野区の新井薬師通りですので、基本的には中野区の都市計画、中野区の条例等に従って整備されていきますので、何らかの機会があれば新宿区も言えますが、基本的には新宿区が直接言うということは想定しておりません。

会長 はい、どうぞ。

上野委員 この電車は新宿区もかなり通過しており、落合の今後の踏切対策や夜まで続いている騒音問題などの長期的な対策はあるのですか。

会長 はい、どうぞ。

環境対策課長 現状では、そのような計画はありません。その断面図で説明しますと、中井駅のちょうど下に、首都高速や都営地下鉄の大江戸線があるので、例えば計画するとなると、大江戸線の下をくぐるか、もしくは首都高と地表面のすき間をくぐるなどの話になり、現実的にはかなり難しい状態だと都市計画からは聞いています。

上野委員 多分そうだと思います。都市計画の話になりますが、西武新宿線だけが、地下鉄に乗り入れていない唯一の線です。あとの大手私鉄は全部、東京メトロや都営線に乗り入れをしている状態で、西武新宿線だけが高田馬場で何も接続していません。あの線だけは、旧態依然と残されているわけです。大江戸線が開通したので、今更ですがね。

川俣委員 ここまできた経緯が逆に言えば知りたいですね。もしできるのなら新宿はどうして動かなかったのですか。

実際には30年も50年も前から中井の駅から高田馬場の間の高架は、紆余曲折あって全然進展しないのに、何故、中野区はできたのですか。新宿区も勉強してやりたいというところがあるわけですよ。本題とズレますが、教えて頂きたいと思います。

環境対策課長 その辺は、よくわかりません。

この冊子の12ページ5章の事業計画の策定に至った経過は記載されていますが、詳しい背景がありません。東京都内には開かずの踏切が1,140カ所もあり、道路交通円滑化の大きな妨げになっています。鉄道各社は輸送力増強を図って、列車本数が増大しているために、朝夕のピーク時はほとんど遮断された踏切が存在しています。歩行者の滞留や自動車の渋滞を招くことで、事故の危険性もはらんでいる背景の中で、本区間は7カ所もあり、開かずの踏切を何とか解消しようという背景の中で今回の計画ができたとの表面的な説明です。

川俣委員 発端が書いてあって、どこからこれがスタートしたのか興味がありますね。

環境対策課長 その辺は都市計画等に確認してみますが、現在のところはこの程度のことしかわかりません。

川俣委員 はい。

村山委員 下落合の踏切は、開かずの踏切ですが、新宿区としては、計画も何もないのですか。

亀井委員 東京都は表向きはないと言っています。

環境清掃部長 以前、急行だけを地下に入れる話があり、地表面に電車は残りますが、電車の本数がかかり減るので、開かずの時間が減るということで、期待していましたが、いろいろ西武鉄道さんの都合もあり、地下急行線の計画はなくなりました。

あの後については、この連立立体交差が、確か踏切を複数やるだけでなく、都市計画道路で、大きな道路の踏切解消がセットですが、そのような事業にうまく当てはまらないのもあると思います。いずれにしても、今回、中井については今の入り口から多少改善する動きがあると聞いていますので、一歩ずつ改善する状況なのかなと思います。

村山委員 我々とすれば、申し訳ありませんが、新宿に興味があります。

亀井委員 聞くところによると、中井駅の高架の話が前に西武線側から出ましたが、住民が反対してなくなったようです。残念ながらそれがやっぱり後を引いていると思いますよ。

それで、私はこれについてはかなり応援して、目白大学や目白高校の生徒は全部西武線を

利用するので、西武線に物を言えと言ったのですが、何たって住民が反対したので、どうしようもありませんでした。

川俣委員 確かにまちが過疎化し、遮断し、使いにくいということで、高架は反対して、地下の運動は続けましたが、地下より3分の1の額で済む高架の話が、下落合、中井、高田馬場であったと聞いています。何とか地下運動をやっていて立ち消えになったと聞いています。

環境清掃部長 今の話ですと、妙正寺川から中井まで上げるとなると、高架の山手通りの更に上まで上げないといけないし、下げるとなると、今度は大江戸線の下になります。間が中央環状線も通っていますので、その上を通るのもなかなか難しいとの話ですので、中井については非常に難しいですね。

いずれにしても、開かずの踏切で一番困っているのは、恐らく下落合の駅ですので、そこをどう解消していくかが今後の課題だと区側も考えないわけではありません。

小田急線も開かずの踏切が区を出て直ぐ側にありますし、既に開発した土地は非常に難しいと個人的には感じています。どちらにしても、開かずの踏切は区民の皆さんは、お困りだと思いますし、あの辺は何とか解消できればと思います。

秋野委員 冊子60ページの新宿区の温室効果ガスの排出量のデータが、平成15年度ですが、新宿区としては、これが一番新しいデータなのですか。都は18年度が書いてあるし、こういう資料を出す時には訂正することは考えられないのですか。

環境対策課長 最新のデータは、23区の共通手法でして、3年前のが出てきます。今最新のが東京都は平成18年で出ております。18年2月の区の冊子のデータをそのまま掲載しているので、場合によっては都に区の最新のデータを教えれば調整はできると思います。

秋野委員 あと、オリンピック対応のことも書いてありますし、データの内容が、かなり古いような感じです。

亀井委員 産業部門の基準年度の49.9から12年度が23.1と、かなりのマイナスになっていますが、何か測定方法が変わったり、状況変化があったのですか。

環境対策課長 恐らく産業部門は、法律の規制等が一番入るので、そのようなこともあったかとは思いますが、かなり数字が減っていますので、はっきりしたことはわかりません。

会長 はい、どうぞ。

サキ田委員 地下の工事なので余り地上には影響がありませんという書き振りがすごく気になります。区長意見(案)では、かなり細かい項目を上げているので、これで良いと思

います。ただし、大気汚染の新宿への影響は、開削工事やシールド工法による空気のダストなどが大変気になりますので、この大気汚染のところでは強調するか、今回の項目には選定されていない風環境で、きちんと書いて頂くことが大事だと感じますので、よろしくお願ひします。

それで、東京都の都市計画審議会の委員ですので、今回の件が議題の時は、その辺が配慮されていない場合には、発言していきたいと思ひます。

会長 それでは、資料1の事務局が関連の課とも調整して、区長意見(案)ですが、大方の異論はなく、多少の追加修正とさせて頂き、審議会意見として区長に申し伝えて頂ければよろしいと思ひます。

あとは事務局にお任せしてよろしいですね。

(「はい」の声あり)

会長 どうもありがとうございました。

新宿区省エネルギー環境指針改定等について

会長 新宿区省エネ環境指針改定等についてに移ります。

では、最初、事務局からよろしくお願ひします。

環境対策課長 新宿区の省エネルギー環境指針は、何回かご報告していますが、平成18年2月策定の緑色冊子の地域省エネルギー環境ビジョンを今回改定するに当たり、環境審議会で審議して頂きますが、原案づくりの実質的な審議を行なう専門部会を設置しました。

資料2は、環境審議会規則9条に基づき、新宿区地球温暖化対策専門部会設置要綱を策定し、専門部会を設置しました。調査事項は、(1)の第2条の新宿区省エネルギー環境指針の見直しに係る事項、新宿区が推進する再生可能エネルギーの導入に係る事項、新宿区が策定する地球温暖化対策実行計画の内容に係る事項です。

資料3は、新宿区地球温暖化対策専門部会名簿で、12人の方に頼んでいます。

学識経験者は、環境審議会委員の野村委員、勝田委員、サキ田委員です。

区民委員4人は、環境審議会委員の公募区民の布施委員、大田委員、上野委員と町会連合会推薦の甲野委員です。

事業者は、環境審議会委員の東京電力さん、伊勢丹さん、東京ガスさんですが、実務的な方として、東京電力さんは副社長の小林さん、伊勢丹さんは施設環境担当の望月さん、東京ガスさんは地域コーディネーター課長の小宮さんです。

今回、専門的知識を持った学識経験者として、新宿区内の工学院大学建築物等々研究している先生、野部さんと環境審議会の安田委員からご推薦のグリーンエネルギー認証センター副センター長の工藤さんに頼みました。

以上のメンバーで、今回の計画の原案をつくり、環境審議会で、委員の皆さんのご意見を伺ってつくりたいと考えています。

夏までに少し形をつくり、パブリックコメント、住民の方の意見を聞く機会等を設け、来年度につくり上げますが、今年度内の先週の2月9日に第1回の専門部会を立ち上げました。資料4は、第1回専門部会の要旨です。部会長の野村委員から、簡単にご説明して頂きたいと思います。

会長 では、よろしく。

副会長 今回、部会長を賜ることになりました野村ですが、第1回専門部会で、事務局でまとめた意見交換の内容を皆さんにご報告します。

今回の検討が省エネルギーの環境指針の見直し、地球温暖化対策の実行計画、新エネルギービジョンという新しい領域も踏まえて一体化した計画の策定です。前回の省エネルギービジョンの策定経過や進め方の良いところを参考にして、今回新たにパブリックコメントを取り入れるご意見が出ております。

審議会の内容で、パブリックコメントを含めた情報公開により、区民の皆さんに関心を持って頂きながら意見も取り込む広報のあり方のご意見を頂きました。区も現時点での取り込む考えを述べて頂きました。

3番目の新エネルギーで、一般論としての新エネルギー領域概念があって、新宿区の計画なので、新宿区の取り込み可能な領域を検討する必要があるとのご意見を頂いています。それから専門部会では、なかった資料ですが、本日事務局から、参考資料として資料6番の新エネルギーの概念的な対象範囲を用意して頂きました。

具体的な検討の際には、この当たりを確認しながら、新宿区の現状の潜在的な力、方法、新たに取り組む内容の議論となります。

そこには、下水汚泥の話やバイオマス、木質バイオマスのみならず都市なので、食品といった一般廃棄物として出るものについても、廃棄物発電といったものも可能ではないかのご意見などが出ています。

そして、4番目の温暖化対策ということ、省エネルギーを行い、新エネルギーを活用しながらCO₂を削減する計画に入りますが、実際にCO₂削減が、家庭、産業、運輸の部門の

取り組み状況の見える化で、その進捗状況を確認していく上で、区民や事業者にとっても非常に重要との意見を頂いております。実際のデータの取得方法は、一般の区民生活でのCO₂の削減状況を知る手だてとして、最近、取り組み始めた「新宿エコ隊」の活用をしていく。現在650名の参加でまだ少ないですが、このようなデータの活用の推計も、最新のデータの取り込みになると思います。

5番目の製造過程での排出ということで、事業者のオフィス使用、産業活動での使用、区民が日常生活での使用の段階のCO₂の排出のみならず、例えば、太陽光パネルや風力発電の設置でも、その機器の製造過程で排出するCO₂も多いものがあるので、区民の取り組みで、他方でCO₂を出している件の取り扱い方を整理しないと、区としての努力と、それ以外のところでの排出の認識が必要との意見がありました。

具体的なデータのとり方の難しさはあると思いますが、CO₂の削減、排出のデータを見る化をしていく中で、どこからどこまでのデータをとるのかの課題に取り組むとの意見です。

6番目ですが、都は23区と連携して、同じような計算手法なので、3年後でないと思えません。速報値を使って、来年1年間の調査、検討時期の活用方法をとの意見が出ました。

運輸部門も、どこでデータを取得すると速報値を、簡便な方法を使ってでも客観的なデータを使いながら、政策の理解、活用できるのかという話が出ています。

今後の進め方として、1年間の非常に短期の議論ですので、初回から知識の基本的な共有化、例えば新エネルギーの理解やCO₂の排出のはかり方の認識を一緒にすることなどを図る工夫したほうが良いとの意見です。

また、計画策定全般の要望として、新宿区の取り組みなので、特徴、立地、条件、環境の中で、可能で先進的な目線で取り組むとの意見が出ました。その中で、既に取り組んでいる環境学習情報センターや既にある環境の歌舞伎町、公園、住宅地、産業地域のプラス要因を計画に反映していくとのご提案もありました。

そして、計画は、実際の生のデータを取り込み、実際に共有化し、計画に生かし、チェックの際には、区民や事業者などが一緒にデータの把握をし、互いに取り組んだ状況进行评估し、褒めることも非常に重要な考え方などもご提示いただきました。

また、去年の12月に、世界でもコペンハーゲン等で将来に向けてのCO₂の政策論がありましたが、この区の取り組みが非常に中期、未来に向けての計画なので、どのような社会

像や都市像になるかを区として目指す方向を意識して、実際に今日においてどのような方法にするかの計画設計の仕方が、発想として重要との意見も出ました。

あと、区のパブリックコメントの取り込みやデータ収集の際には、区長の会合やまちづくり会議でこのような内容の議論の活発化も必要だとのこと。

実際にデータを出してもらい、先進的な計画を立てて、運用の重要性等について、初回から活発な意見がありました。また、審議会でも報告していきますので、そちらでも活発な意見を頂けたらと思います。よろしくお願いします。

会長 ありがとうございます。

では、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

戸梶委員 基本的な確認ですが、専門部会で話し合われて、この審議会で決定するということですね。

お願いですが、この場で初めて見るのではなくて、今後できるだけ審議会の前に専門部会の議事録をお願いします。

会長 可能ですか。

環境対策課長 要約みたいな形でよければ、事前に送付する努力はしたいと思います。

会長 では、よろしくお願いします。

では、ほかにございましたら。

はい、サキ田委員。

サキ田委員 私も専門部会のメンバーで、今改めて読みまして、私たちが将来このまちに暮らしたいと思えるところに向かっていける計画にしたいと思います。先ほど運用が大事との話がありましたが、私たちが、一緒に行動したいと思えるような計画にしたいので、つくる過程で、フォーラムやいろんな人の意見を聞ける場を設け、住民参加型の意見もきちんと集約して、反映できればと思います。

会長 ほかにございましたら。

はい、どうぞ。

戸梶委員 いま一度、基本的な確認をしますが、今度改定の省エネルギー環境指針を新エネルギービジョンと呼ぶという理解で良いですね。この環境指針改定を、もう一度ご説明頂きたいと思います。

会長 課長、どうぞ。

環境対策課長　今回は、現在の省エネルギービジョンの改定と新しく新エネルギービジョンもつくるということです。

また、温暖化対策の温対法で、各自治体で温暖化対策実行計画を策定することになっていますので、その計画も策定します。新宿区は、既にある庁内温暖化対策第3次計画や省エネも改定し、新しく新エネを取り込んで一体的な仮称新宿区地球温暖化対策実行計画を1冊でまとめて策定します。

例えば今回の鳩山首相が言っている25%削減も踏まえながら新しいものにしていきます。

現在の省エネビジョンは、省エネルギーをベースにして、CO₂の削減目標等を定めています。この当時は、新エネルギーの発想を入れていませんが、今回は入れます。ほかに庁内地球温暖化第3次実行計画も含めて温対法の地球温暖化対策実行計画の1つの枠組みの中に一緒に取り込んでいきます。

亀井委員　日本の指針が、決まってから手をつけるのか、準備のみするのか、どのように考えていますか。

環境対策課長　省エネルギービジョンのときは、京都議定書の計画を踏まえてつくりました。国がしっかり目標を定めてくれれば、それを踏まえて新宿の目標を設定していく形が一番わかりやすいですが、国が明確な目標をつくらなくても、新宿区は新宿区なりの現状を踏まえた計画はつくっていけるとは思います。本来であれば、国の中期目標を踏まえてつくっていきませんが、それがはっきりしたものでなくとも、新宿区は新宿なりの計画をつくっていきます。ほかの区等も既につくったところもその区で現状を踏まえながら、その区の目標をつくっています。

亀井委員　今年、メキシコのCOP16では、多分決まる予想もあるので、時間的には少しずれますが、そこまで待つてからの方法もありますよね。

環境対策課長　その点は、時間的に非常にずれますので、来年度内に計画として策定しますので、新宿なりのスパンでやります。ただ途中で世界的な状況が変われば、途中で取り込んでいきます。

会長　はい、どうぞ。

サキ田委員　今COPでは、世界の国ごとの法的な拘束力を持たせるかです。その中で日本は、2020年に25%削減を正式に発表しているので、私たちは暮らしの中で国の目標をどうチャレンジできるかの話し合いは、今の状態では大変重要です。

後々、世界の約束事で数字が変動した時も新宿は、新宿の目標で頑張れば良いし、仮に大

幅な変更であれば、修正すれば良いと思います。

亀井委員 何をどのように見るかは非常に重要なので大いに議論して、しっかり決めてもらいたいですね。

秋野委員 議事録の4番にCO₂削減の見える化とありますが、1つやったら、CO₂削減が見える基準表をつくと非常に見やすいと思います。

会長 ほかにございますか。

来年の秋までに専門部会は6回開催ですね。

環境対策課長 資料5のスケジュールです。2月に専門部会第1回を開催しました。4月以降に、コンサルタント業者の力をかりながら、色々な情報整理やデータの整理をしていく中で検討し、新しい計画概要をまとめる時期が、5月中旬頃の第2回専門部会と6月中旬の3回目ぐらいで、5月の第2回専門部会の後に環境審議会を開催する予定です。

まず、大きな流れとして、共通認識のもとに議論するものを整理して、議論の土台をしっかりとらせて、第2回専門部会後に、環境審議会でご審議頂き、6月ぐらいに計画の形をつくり、7月、8月で計画の原案をまとめ、9月～10月のパブリックコメントを踏まえて専門部会で取りまとめたものを環境審議会でご審議頂き、計画を策定していきます。あとは適宜、状況に応じ、専門部会は機動的に対応していきます。

また、前回の環境審議会で、新エネルギーではなく、再生可能エネルギーの概念が良いとのご意見も頂きましたので、資料6で、新エネルギーと再生可能エネルギーの関係等の表を参考に配布しました。この概念も、国の考えは当初とは、少し変わってきていますが、より高効率で省エネの形で進んでいくものを含めて、推進する計画にしていきます。

会長 用語の統一と整理をしてもらいたいですね。例えば、資料5の策定スケジュールの大タイトルが、「地球温暖化対策実行計画」ですが、その後や最後になると、新実行計画案、新エネルギービジョン案の2つあったり、このスケジュール項目にも影響してきます。全体の大タイトル、中タイトル、小タイトルの関連性や整合性等を整理してから、専門部会で議論してもらった方が、よろしいと思います。

環境対策課長 1つは言葉の定義を、共通なものは共通にし、計画を体系的に整理して、わかりやすく取りまとめて議論を進めていきたいと思います。次回の専門部会までには、取りまとめをやりたいと思います。

会長 よろしくお願いします。

ほかにございますか。

どうもありがとうございました。

戸梶委員 お願いですが、審議会の議事録は、頂けませんか。

環境対策課長 審議会は、ホームページには全て載せております。ただ時間的な余裕があれば、要点を送付する方向で努力します。

会長 では、よろしくをお願いします。

その他

会長 では、その他ということで。

環境対策課長 前回の審議会等で「新宿の森」の審議後、沼田市とあきる野市の植林事業については、区も方針を決め、2月10日には議会の環境建設委員会にも報告しました。現在実施に向けて段取りを組んでおります。

スケジュールとして、平成21年度は、3月6日に沼田市と地球温暖化対策の基本協定の調印式を行います。あきる野市とは、現在、日程等を調整しています。平成22年度の5月には沼田市と植林オープニングイベントをします。また、あきる野市は、東京都農林水産振興財団と一緒に進めますので、まずは現在の樹木の伐採等を行います。植林は23年3月に植林オープニングイベントを考えています。

その他に関しては、以上のような経過報告です。

会長 ありがとうございました。

これで、よろしいですか。机上のパンフレットの紹介等よろしくお願いします。

環境対策課長 毎回配布のギャラリーニュースの54と55を参考として配布しました。

会長 はい、ではご覧ください。

では、本日、ご熱心にご議論頂きありがとうございました。

これを持ちまして第4回の新宿区環境審議会を閉会します。

ありがとうございました。

午前11時43分閉会